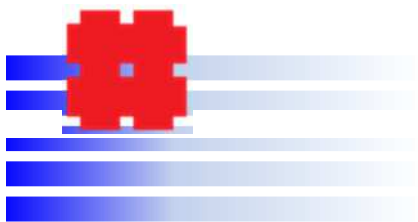
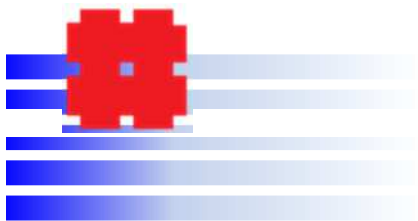


令和7年度 岐阜市サービス提供事業所研修会 (障害福祉サービス等対象)

令和7年7月15日(火)午後
岐阜市 障がい福祉課 指導係

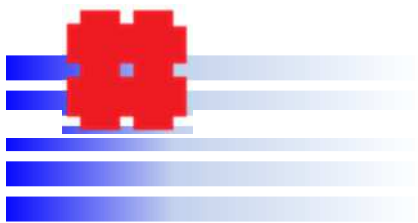


事業所等運営に関する 基本的な事項について① (指定基準等)



《 目次 》

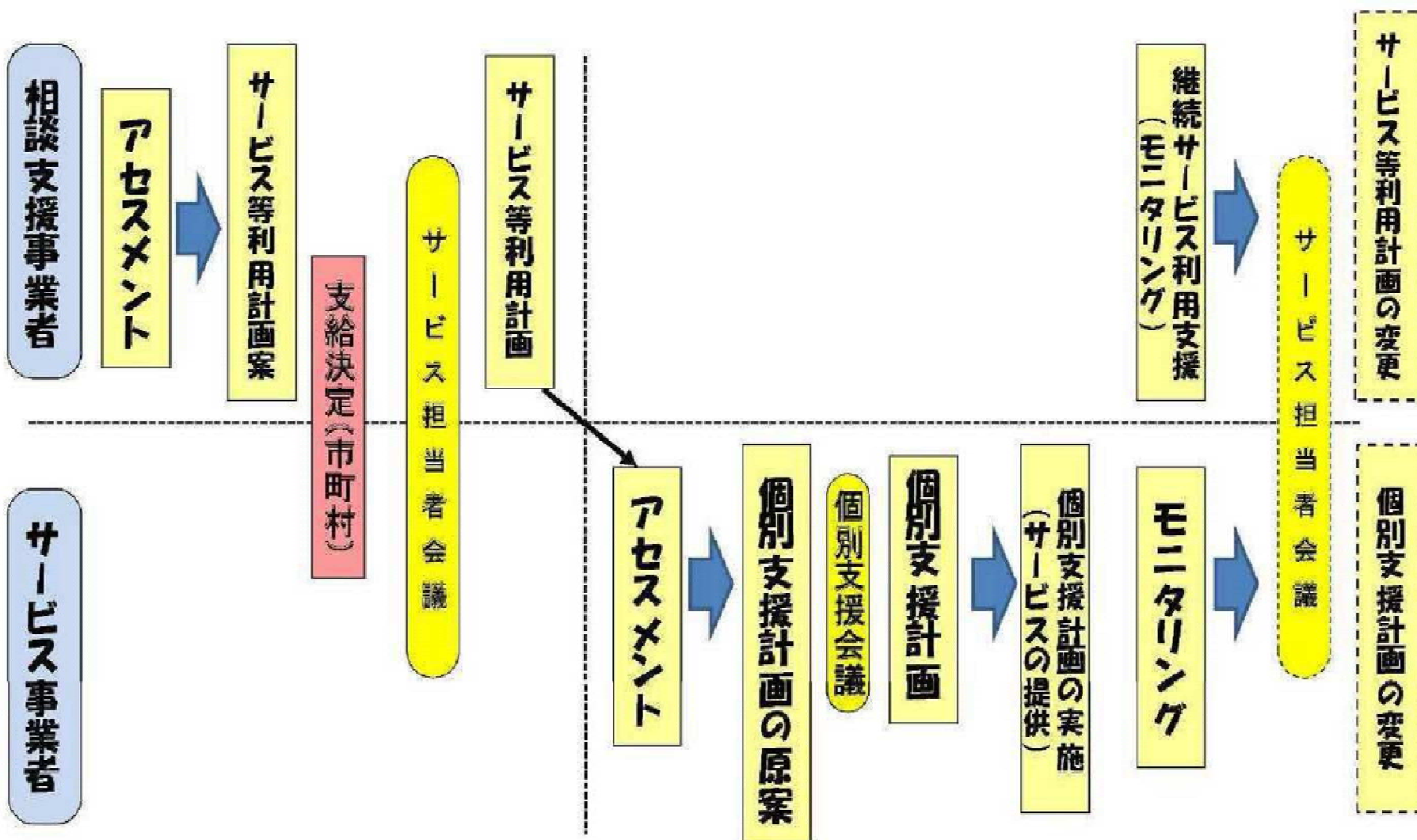
- 個別支援計画について
- 訪問系サービスについて
- 居住支援系サービスについて
- 障がい福祉課 支援係からのお願い

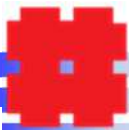


個別支援計画について

新

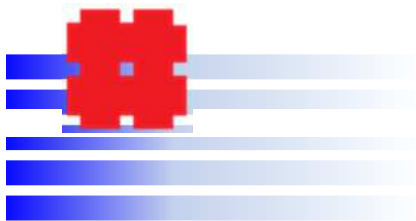
指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係





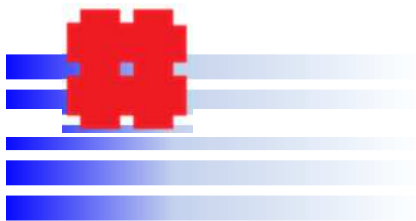
《個別支援計画の作成に係る一連の流れ》

- (1) サービス管理責任者が利用者に面接してアセスメントを実施
- (2) サービス管理責任者が個別支援計画の原案を作成
- (3) 個別支援計画の作成に係る会議
- (4) 個別支援計画について、利用者又は家族に対して説明をし、文書により同意を得ること
- (5) 利用者及び相談支援事業者に個別支援計画を交付
- (6) サービス提供開始
- (7) サービス管理責任者は、利用者に定期的な面接を行うことによるモニタリングを行うこと



《注意事項》

- 相談支援専門員等が作成するサービス等利用計画に基づき、個別支援計画を作成すること
- 個別支援計画の原案や個別支援計画の作成に係る会議等の記録を残すこと
- 個別支援計画に位置付けが必要な加算を算定する場合は、忘れず記載すること(日中支援加算等)
- 個別支援計画が画一的なものにならないようにすること
- 個別支援計画の見直しが必要となった場合については、(1)アセスメント～(5)個別支援計画の交付の手順を踏むこと
- 事業所の管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に係る業務を担当させること



《個別支援計画未作成減算》

➤ ＜適用期間および減算される単位数＞

減算が適用される月から3月未満の月

→所定単位数の100分の30を減算

減算が適用される月から連続して3月以上の月

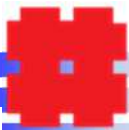
→所定単位数の100分の50を減算

➤ ＜具体的取扱い＞

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。

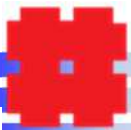
(1) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(2) 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。



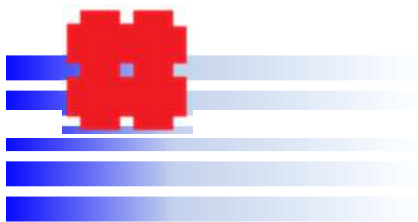
《居宅介護介護計画作成時の注意事項》

- ①利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって
解決すべき課題を明らかにする(アセスメント)
- ②具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成
- ③利用者及びその同居の家族に説明し、当該居宅介護計画を
交付する
- ④居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画
の変更を行う

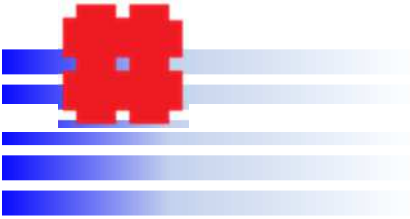


《居宅介護介護計画作成時の注意事項》

- 居宅介護を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき報酬算定する。
- 当初定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合は、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行う必要がある。



《訪問系サービスについて》



《通院等介助について》①

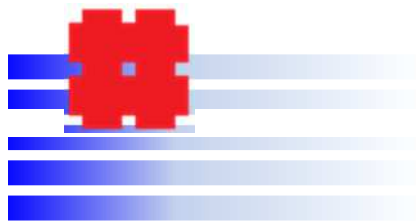
〈通院等介助等における院内介助〉

通院等介助による通院の支援の場合、**病院内での介助は院内のスタッフにより対応されるべきもののため、原則報酬算定の対象となりません。**

注意！ 以下のようなケースは報酬算定できません。

- ・ 病院内の移動及び診察室内での同席
- ・ 診察、会計の待ち時間の付き添い

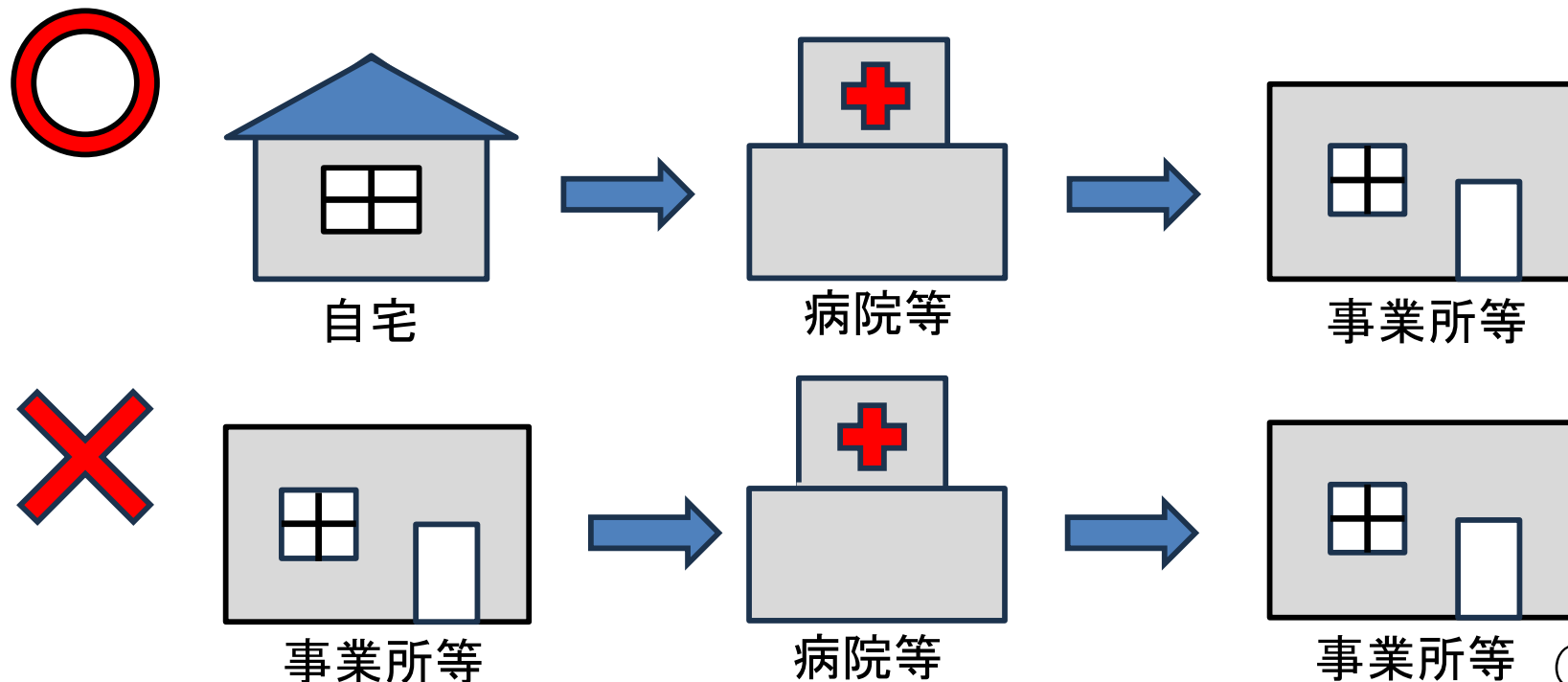
障害の特性上等やむをえない場合に限り、特例的に院内介助が認められる場合もありますので、どうしても必要な場合には担当の相談支援専門員にご相談ください。

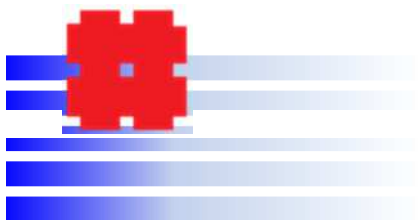


《通院等介助について》②

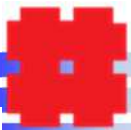
〈通院等介助の対象要件の一部見直し〉

同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、居宅が始点または終点となる場合には目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等の利用が可能。（R6.4月以降）



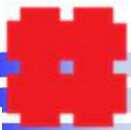


《施設系・居住支援系 サービスについて》



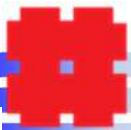
《 地域連携推進会議について 》

- 令和6年4月1日より、障害者支援施設及び共同生活援助（グループホーム）において、各事業所で地域関係者を含む外部の目を入れることで、地域住民や保護者と連携し、サービスの透明性や質の確保が図られるよう、「地域連携推進会議」の開催と会議構成員による見学の機会を設けることとなっており、令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務となっています。



《地域連携推進会議とは》

- 地域連携推進会議とは、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉等に知見のある者などにより構成される協議会で、以下の4点の目的を達成するために開催される会議です。
 1. 地域との関係づくり
 2. 施設への理解促進
 3. 施設やサービスへの透明性・質の確保
 4. 利用者の権利擁護
- おおむね1年に1回以上地域連携推進会議を開催し、会議とは別の日に、会議構成員による施設見学をおおむね1年に1回以上設けます。



《厚生労働省からの参考資料》

各事業所におかれましては、以下の資料をご確認いただき、地域連携推進会議の開催に取り組んでください。

- 地域連携推進会議の手引き
- 地域連携推進会議の手引き(別冊)資料編
- 参加依頼文

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html



《共同生活援助の支給決定》①

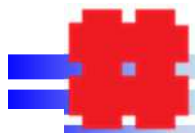
○ 家賃証明書の提出について

共同生活援助の支給決定には、① 利用申請、相談支援専門員の作成する② サービス等利用計画案の他、③ GHの家賃証明書が必要となります。

注意!

①～③の全てをご提出いただいてから、支給決定の手続きを行います。利用予定日までに提出がなかった場合、報酬が算定できないことがありますので必ずご提出ください。

※ 家賃証明書の利用期間(契約期間)は、利用開始日～利用者の誕生月の末日までで記載。

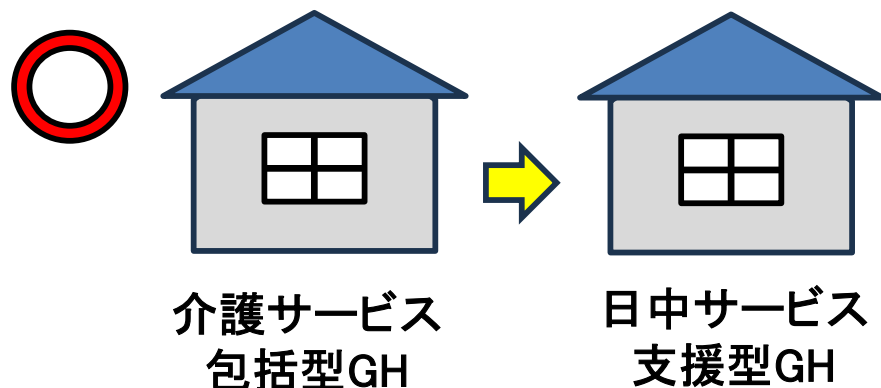


《共同生活援助の支給決定》②

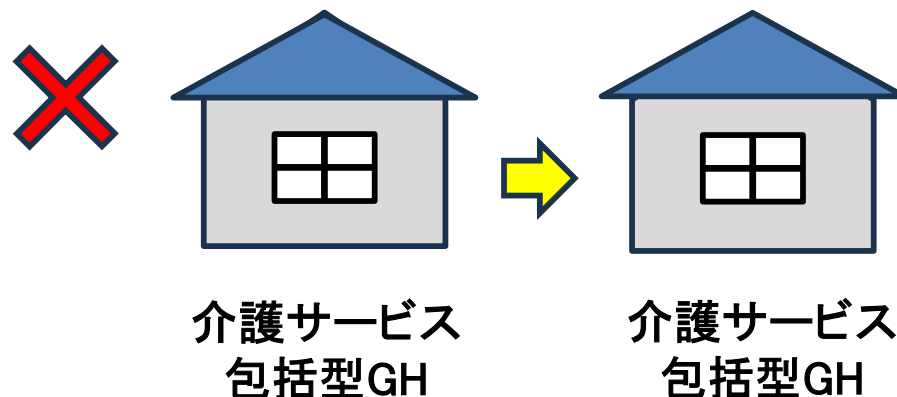
○ グループホームAを利用している利用者が、グループホームBを体験利用することは可能か。

→ 類型が異なるグループホーム間での体験利用は必要性が認められる場合は可能（支援係へご相談ください）。

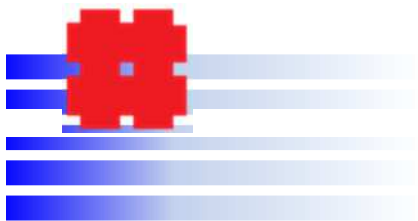
パターン①



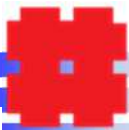
パターン②



※ 同一敷地内又は同一事業所の他の共同生活住居への体験利用については、体験利用にかかる報酬を算定できないので注意。

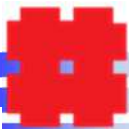


障がい福祉課 支援係からのお願い



《受給者証契約内容報告書の提出について》

- 新規、更新、終了時に支援係に提出
 1. 利用者と交わす契約において、支給決定期間の更新ごとに契約を交わしている場合は提出が必要。自動更新の規定がある場合は提出不要。
 2. 就労系サービスにおいて、利用者が一般就労に至り、終了する場合は「一般就労」と記載。
 3. 計画相談の終了の際には、利用者がサービス全部を終了するのにかについても記入を。



《問い合わせ、書類提出の専用フォームについて》

・福祉サービス受給者証に関すること ・その他	障がい福祉課支援係お問い合わせフォーム https://logoform.jp/form/BcLm/579618
・福祉サービス受給者証等に関する書類の提出に関すること	障がい福祉課支援係提出フォーム https://logoform.jp/form/BcLm/618581